

議案第44号

鹿児島県食品行商取締条例を廃止する条例制定の件

鹿児島県食品行商取締条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県食品行商取締条例を廃止する条例

鹿児島県食品行商取締条例（昭和25年鹿児島県条例第55号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

食品衛生法の改正により食品行商が同法に基づく規制の対象となることに伴い、鹿児島県食品行商取締条例による規制を廃止するため、この条例を制定しようとするものである。